

板橋区受動喫煙防止に関する行政処分等事務取扱要綱

(令和2年7月10日区長決定)

(令和3年4月1日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）及び特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）により板橋区が処理する東京都受動喫煙防止条例（平成30年東京都条例第75号。以下「条例」という。）の規定に基づく指導、助言、勧告、公表、命令及び過料処分について必要な事項を定めるものとする。

(事務取扱)

第2条 次条に定める事務取扱は、東京都板橋区保健所長委任規則（昭和50年板橋区規則第15号）第1条第12号の規定に基づき、板橋区保健所長（以下「保健所長」という。）が行うものとする。

2 第4条、第5条、第6条第1項及び第8条に定める事務取扱は、板橋区長（以下「区長」という。）が行うものとする。

3 第6条第3項及び第4項並びに第7条に定める事務取扱は、区長又は保健所長が行うものとする。

(指導及び助言)

第3条 保健所長は、法第31条及び条例第10条の規定により、第一種施設・第二種施設・喫煙目的施設及び改正法附則第2条第2項に規定する既存特定飲食提供施設（以下「特定施設等」という。）の管理権原者及び施設の管理・監督者（以下「管理権原者等」という。）に対し、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言を行うものとする。

2 保健所長は、指導を行う場合には、管理権原者等に対し、その現状、法令の適用及びとるべき是正の措置並びに勧告、公表、命令及び過料処分のうち該当する可能性のある事実を口頭で伝えるものとする。ただし、保健所長は、管理権原者等から、書面の交付を求められた場合等には、指導票（第1号様式）を交付する。

3 保健所長は、書面による指導を行う際は、必要に応じ、指導に基づき管理権原者等がとった措置を記載した改善状況報告書（第2号様式）の提出を管理権原者等に求めることができる。

(勧告)

第4条 区長は、管理権原者等が前条に基づく指導に係る措置をとらなかった場合には、法第32条第1項、第34条第1項（改正法附則第2条第1項及び第3条第1項により読み替えられたものを含む。）、第36条第1項及び第2項並びに条例第11条第1項の規定により、勧告書（第3号様式）を交付し、必要な勧告（以下「勧告」という。）を行うことができる。ただし、やむを得ず勧告書の交付が勧告時に間に合わない場合は、口頭での勧告も可能とするが、この場合であっても、勧告後速やかに勧告書を交付するものとする。

2 勧告は、法及び条例の趣旨、違反の内容、前条に基づく指導及び助言の頻度、指導及び助言後の対応を踏まえ行う。また、区長は、勧告を行う際は、違反状態が継続した場合に公表、命令及び過料処分の可能性があることに言及するものとする。

3 区長は、勧告後、期日を定め、管理権原者等がとった措置の内容を記載した改善報告書（第4号様式）の提出を管理権原者等に求めることができる。

（公表）

第5条 区長は、勧告を受けた管理権原者等が前条に基づく勧告に係る措置をとらなかった場合は、法第32条第2項、第34条第2項（改正法附則第2条第1項及び第3条第1項により読み替えられたものを含む。）及び第36条第3項並びに条例第11条第2項の規定により、あらかじめ管理権原者等に公表しようとする旨を通知した上で、管理権原者等の氏名、施設名称、所在地、違反事実及び勧告内容について公表することができる。

2 公表後、勧告の対象となった違反状態の改善を確認した場合、確認した日の翌日から起算して14日までに公表を停止する。

3 公表を行う際には、情報公開部署と協議し、個人情報の保護に十分な配慮を行う。

（命令）

第6条 区長は、勧告を受けた管理権原者等が第4条に基づく勧告に係る措置をとらなかった場合は、法第32条第3項、第34条第3項（改正法附則第2条第1項及び第3条第1項に読み替えられたものを含む。）及び第36条第4項並びに条例第11条第3項の規定により、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを措置命令書（第5号様式）により命ずることとする。

2 前項の命令は、法及び条例の趣旨、違反の内容、第3条に基づく指導及び助言の頻度、第4条に基づく勧告後の対応を踏まえて行う。

3 区長又は保健所長は、命令後、期日を定め、管理権原者等がとった措置を記載した措置報告書（第6号様式）の提出を管理権原者等に求める。

4 区長又は保健所長は、法第29条第2項及び条例第8条第2項の規定により、喫煙禁止場所で喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。中止又は退出命令は、法及び条例の趣旨、違反内容を踏まえて行い、口頭での命令後、速やかに中止・退出命令書（第7号様式）を喫煙禁止場所で喫煙をしている者に交付する。

（弁明の機会の付与）

第7条 前条第1項に規定する命令を行おうとする場合には、予定する措置命令の内容及び弁明書の提出期限を弁明の機会の付与の通知書（第8号様式）により、管理権原者等に通知するものとする。

2 管理権原者等は、弁明を行う場合には、指定された期限までに区長に弁明書（第9号様式）を提出しなければならない。

3 前条第4項に規定する命令を行おうとする場合には、命令の内容を明示した上で、併せて違反者の氏名・住所を確認し、口頭での弁明の機会を付与する。

4 弁明の機会の付与については、東京都板橋区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年板橋区規則第80号）の定めるところによる。

（過料事件の通知）

第8条 区長は、法第76条から第78条まで並びに改正法附則第2条第8項、第3条第6項及び第4条第3項に基づく過料事件の通知が必要と認める場合は、違反した者の住所（法人の場合は特定施設等の所在地）を管轄する地方裁判所に対し、過料事件通知書（第10号様式）に関係書類を添えて通知するものと

する。

2 区長は、条例第15条から第17条までに基づく過料事件の通知が必要と認める場合は、東京都知事に対し過料事件通知書（第10号様式）に関係書類を添えて通知するものとする。

3 区長は、過料事件の対象とすべき事案について、次の各号に掲げる項目を記載した書面及び関係する証拠書類を第1項に基づく場合は地方裁判所に、前項に基づく場合は東京都知事に提出する。

- (1) 違反事実の概要
- (2) 措置経過（指導等の実施状況、管理権原者等の対応状況等）
- (3) 区長の意見
- (4) その他区長が必要と認める事項

4 区長は、第1項及び第2項の規定により、過料事件を通知するにあたっては、次の各号に掲げる資料を添付する。

- (1) 被審人が自然人である場合は、住民票の写し（個人番号の記載がないもの）、法人である場合は、登記事項証明書
- (2) 違反があった施設の登記簿抄本
- (3) 過料に処すべき理由を示す書類（管理権原者等への連絡の記録、立入検査による現地確認の記録、立入検査時の指導や助言の記録、区長等による勧告、公表や命令の記録等）
- (4) 改正健康増進法の施行に関するQ&A（令和元年6月28日付厚生労働省健康局健康課事務連絡添付）
- (5) その他区長が必要と認める書類

（行政処分に対する不服への対応）

第9条 第6条に基づく措置命令及び中止・退出命令、前条に基づく過料処分の内容に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく取消訴訟の方法に従う。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

指 導 票

住所

氏名 様

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

東京都板橋区保健所長

健康増進法第31条（東京都受動喫煙防止条例第10条）の規定により、次のとおり指導します。

関係法令等	健康増進法第31条（東京都受動喫煙防止条例第10条）
事 実	
指導の内容	

改善状況報告書

(宛先)
東京都板橋区保健所長

提出者 住 所

氏 名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話番号

年 月 日 第 号により指導のあった改善を要する事項について報告します。

改善を要する事項	
改善状況又は 方策	
改善時期	

勧告書

住所

氏名 様

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

東京都板橋区長

健康増進法第 条第 項（東京都受動喫煙防止条例第11条第1項）の規定により、次のとおり勧告します。

違反行為者	住所			
	名称		氏名（役職）	
勧告の内容				
勧告の理由				
改善報告書提出期限	年 月 日			
その他	違反状態が継続した場合、違反事実の公表、命令及び過料処分の可能性があります。			

改善報告書

(宛先)
東京都板橋区長

提出者 住 所

氏 名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話番号

年 月 日 第 号により勧告のあった改善を要する事項について報告します。

改善を要する事項	
改善状況又は 方策	
改善時期	

措置命令書

住所

氏名 様

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

東京都板橋区長

健康増進法第 条第 項（東京都受動喫煙防止条例第11条第3項）の規定により、次のとおり命じます。

違反行為者	住所			
	名称		氏名（役職）	
命令の内容				
命令の理由				
措置報告書 提出期限	年 月 日			

【教 示】

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は、板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

措置報告書

(宛先)

提出者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電話番号

年 月 日 第 号により 措置命令 を受けた事項について実施した内容について報告します。

実施年月日	年 月 日
実施内容	(改善した内容等を記載してください。)
備 考	

中止・退出命令書

住所

氏名 様

健康増進法第29条第2項（東京都受動喫煙防止条例第8条第2項）の規定により、次のとおり命じます。

違反行為者	住所			
	名称		氏名（役職）	
命令の内容				
命令の理由				

【教 示】

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は、板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明の機会の付与の通知書

住所

氏名 様

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

東京都板橋区長

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会を付与しますので、通知します。

予定される不利益 処分の内容	
根拠法令及び条項	
処分の原因となる事実	
弁明書及び証拠書類の提出先	
弁明書及び証拠書類の提出期限	
その他	<p>（1） 弁明書には、①区における文書番号、②弁明を提出する者の氏名及び住所、③弁明に係る不利益処分の原因となる事実、④その他弁明の事案についての意見を記載してください。</p> <p>（2） 提出期限までに弁明書が提出されないとき、改めて弁明の機会の付与を行いません。</p>

弁 明 書

(宛先)
東京都板橋区長

提出者 住 所
氏 名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話番号

年 月 日 第 号により通知のありました弁明の機会の付与について、次のとおり弁明書を提出します。

予定される不利益 処分の内容	
不利益処分の原因 となる事実	
意 見	

過料事件通知書

（宛先）
地方裁判所（東京都知事）

様

東京都板橋区長

下記の者については、健康増進法第 条第 項（東京都受動喫煙防止条例第 条第 項）に違反しており、法第 条第 号（条例第 条第 号）の規定に基づき、 万円以下の過料に処すべきものと思科されるので、関係書類を添えて通知します。

記

- 違反者の氏名及び住所地（法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名）
- 事件の概要
- 添付書類
- 参考資料

改正健康増進法の施行に関するQ&A（「健康増進法の一部を改正する法律の施行に関するQ&Aの改正について」（令和元年6月28日付厚生労働省健康局健康課事務連絡））